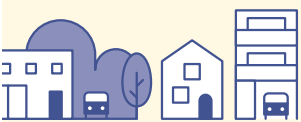


にしとうきょう にしとうきょう



もし今日、このまちで災害が起きたら。



最初に動くのは、
あなたの近くの“普通の市民”です。

地域で暮らす市民が参加しているのが、消防団です。会社員や自営業、子育て中のママなど、さまざまな人が活動しています。「できることから」で大丈夫。月1~2回の活動から参加できます。まずは活動の様子を一度見に来ませんか?見学や相談だけでも大歓迎です。



市HP

続きは →
4・5面へ

50歳からの楽しい毎日を応援する読み物「わたしびより」誕生! 中央ページをご覧ください!

あんしん暮らし情報

福祉・健康

喉頭がん検診


□**申込期間** 6月15日(月)～10月15日(木)(消印有効)

□**検診期間** 8月1日(土)～11月30日(月)

対40歳以上で特にたばこを吸う方
※年齢は令和9年3月31日時点
¥600円(生活保護世帯の方は受給証明書提出で無料)

□**申込方法**
●はがき:検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号を記載し、〒202-8555市役所健康課へ郵送 ●窓口:健康課(防災・保谷保健福祉総合センター4階)、保険年金課(田無庁舎2階)
●市HPから
※7月2日(木)までの申込者には7月下旬、7月3日(金)以降の申込者には7月下旬以降に受診券を発送します。

▶健康課保
☎042-438-4021




市HP

在宅療養連携支援センターにしのお

にしのおでは、看護師などの資格を持つコーディネーターや相談員を配置し、在宅療養に関する市民の皆さんの相談を受け付けています。「病院から退院することになったが、どのような準備が必要かわからない」「自宅での着取りや緩和ケアについて相談したい」「医療機関への通院が難しくなってきた」など、在宅療養に関するお困りごとがあれば、ぜひご相談ください。

☎在宅療養連携支援センターにしのお
☎042-420-2860

▶高齢者支援課保
☎042-420-2811



市HP

暮らし・環境

新たな防災気象情報の運用が始まります

5月29日から、大雨や台風で災害の恐れがある場合に気象庁より発表される、注意報や警報などの情報(防災気象情報)の名称が大きく変わりました。

□**新しい防災気象情報の情報体系**など

警戒レベル	情報名称	とるべき行動
5相当	レベル5 〇〇特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
レベル4までに危険な場所から避難!!!		
4相当	レベル4 〇〇危険警報	危険な場所から 全員避難
3相当	レベル3 〇〇警報	高齢者などは 早めに避難
2	レベル2 〇〇注意報	避難行動を確認 (避難場所やルートなど)
1	早期注意情報	災害への心構えを 高める

※上記の表は簡略化しています。
※詳細は市HPへ

▶危機管理課保
☎042-438-4010



市HP

住まいの防犯対策補助

皆さんが安全安心に暮らせるために、防犯対策として購入した防犯設備費用の一部を補助します。

□**受付期間**
7月1日(水)～12月28日(月) ※受付期間に限らず、予算が上限に達した時点で申請の受付を終了します。

□**補助対象品目**(品目を合算した申請も可) ※4月1日以降購入分を対象
●防犯カメラ ●録画機能付きドアホン ●センサーライト ●センサーアラーム ●防犯フィルム ●防犯ガラス ●防犯性の高い錠 ●補助錠 ●面格子 ●防犯砂利


□**補助金の額**
令和8年度に設置した対象経費の2分の1(限度額2万円)
※共同住宅の所有者として対象品目を設置する場合は限度額15万円

□**申請手続の流れ**
個人の方と共同住宅の所有者の方で申請手続の流れが異なります。

☎在住の個人の方・市内に共同住宅を所有している方
☎7月1日(水)以降に、窓口・郵送・市HPから必要書類を危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター5階)へ

□**必要書類**
申請者本人確認書類の写し、防犯設備を購入・設置したことが分かる領収書(写し可)、工事や購入物の内容が記載されたもの、防犯設備設置後の写真、振込先口座情報の確認書類、【賃貸住宅在住の方のみ】同意書、【住民登録と現住居が異なる方のみ】現に居住していることが分かる書類
※所有者による賃貸住宅への設置は、市の審査・交付決定の後、購入・設置する必要あり
※令和7年度に住まいの防犯対策補助金を受けた世帯・共同住宅は対象外
※詳細は市HPへ

▶危機管理課保
☎042-438-4005



市HP

自動通話録音機の給付申請受付

時/場 ●6月22日(月)から/危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター5階) ●6月22日(月)～26日(金)/田無庁舎2階特設会場 ●6月29日(月)から/総務課(田無庁舎5階)・高齢者支援課(田無第二庁舎1階)

※いずれも午前8時30分～午後5時

市内では、連日のように詐欺の電話が掛かってきています。被害を防ぐために、通話前に警告メッセージが流れる「自動通話録音機」が有効です。


☎在住の65歳以上の方が居住する世帯など ※過去に給付済みの世帯を除く

☎申請者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
※申請者と使用者が異なる場合は、使用者分の写し
※申請書は、各窓口・市HPで配布

□**給付総数** 250台(申込順)

□**お渡し方法** 申請書確認後、各窓口にて

▶危機管理課保
☎042-438-4005



市HP

市政


田無庁舎駐車場の一部閉鎖

7月1日(水)から令和9年1月までの間、田無庁舎非常用自家発電機改修工事のため、駐車場15台分を閉鎖します。工事期間中、以下の指定時間貸駐車場を利用して来庁した方に駐車場割引券を交付します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 田無南口新井駐車場
- 西武スマイルパーク田無駅北口第2駐車場
- 西武スマイルパーク田無駅南口駐車場
- アスタ市営駐車場

※詳細は市HPまたは下記へ

▶総務課田
☎042-460-9812



市HP

田無第三中学校周辺のまちづくりに関する説明会

市では、令和7年度末に策定した「田無第三中学校周辺エリア構想」を踏まえ、田無第三中学校周辺におけるまちづくりの検討を進めています。この度、田無第三中学校周辺エリア構想の実現手法のひとつである、都市計画の素案を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。


□**パネル展示型説明会**
都市計画の内容を説明した展示パネルや関連資料の閲覧

時 ●6月19日(金)午後6時～8時
●6月20日(土)午後1時～3時

場 西原総合教育施設

※質疑応答可・出入り自由・申込不要
※開催期間中は市HPでも同様の内容を掲載します。

▶都市計画課保
☎042-438-4050



市HP

フレンドリーまつり参加予定者説明会

フレンドリーまつりへ参加予定の団体は出席をお願いします。

時 7月3日(金)午後4時～5時 場 障害者総合支援センターフレンドリー

※詳細は☎へ

☎障害者総合支援センターフレンドリー
☎042-452-0087

▶障害福祉課田
☎042-420-2804

選挙

6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□**登録者数**

	男	女	計
令和8年6月1日現在(A)	82,305人	89,467人	171,772人
令和8年3月1日現在(B)	82,218人	89,331人	171,549人
増減(A)-(B)	87人増	136人増	223人増

□**今回の定時登録の要件**

- 日本国民
- 平成20年6月2日以前に出生
- 6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□**在外選挙人名簿登録者数**

	男	女	計
令和8年6月1日現在(A)	99人	137人	236人
令和8年3月2日現在(B)	99人	133人	232人
増減(A)-(B)	増減なし	4人増	4人増

□**今回の在外選挙人名簿登録などの要件**

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
 - 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局田
☎042-420-2801

募集

防災市民組織を結成しませんか(補助金説明会のお知らせ)

防災市民組織は、地域で一丸となり、発災時に地域の被害を最小限に抑える重要な役割を持っています。現在、自治会やマンション管理組合が中心となり、共助の担い手として多くの団体が活動しています。防災市民組織に登録すると、共助のための防災資器材購入に対する補助金交付や、防災の専門家による防災市民組織向け研修・講演会を受けられます。

□**説明会**
時 7月11日(土)午前10時～正午 場 防災・保谷保健福祉総合センター6階

対 防災市民組織登録団体および登録検討中の団体 定 各回70人(1団体2人までの参加)

※詳細は市HPへ
▶危機管理課保 ☎042-438-4010

文化財保存活用懇談会市民委員

☎文化財の保存と活用を推進するためなどの協議および検討

□**会議数** 年3回程度


□**謝礼** 1回2,000円

対 在住・在勤・在学の市民 定 6人(うち、29歳以下の方2人以上)

※ほかの審議会委員などと兼任不可

☎7月16日(水)(必着)までに、作文「人とまちを輝かせる文化財の活用について」(800字程度)・住所・氏名・電話番号・メールアドレス・生年月日を〒188-8666市役所地域学習推進課(田無第二庁舎3階)へ郵送・メールまたは持参

▶地域学習推進課田
☎042-420-2832
✉gakusyuuuushin@city.nishitokyo.lg.jp



市HP

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

※むこさぼカンパニー 様(ウオータークーラー)

- ※榊旭製菓 様(菓子)
※岡田勇 様(楽器)
※榊多摩商工 様(ミストシャワー)
※匿名(楽器・楽譜)
※匿名(書籍)
※匿名(楽器)
※匿名(玩具・書籍)
▶総務課 042-460-9810



休日診療

※マイナ保険証または資格確認書、診察代をお持ちください。



医科

受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください。

※発熱(1週間以内に発熱37.5℃以上を含む)など感冒症状のある方は、必ず電話予約のうえ、ご来院ください。なお、電話が混み合いつながらにくい場合もあります。ご了承ください。

※受診の際は、不織布マスクの着用をお願いします。
※感染拡大防止のため、電話予約のない方の鼻腔拭い液での検査(インフルエンザ検査等)はしていません。

Table with 4 columns: 診療時間, 午前9時~午後10時, 午前9時~午後5時, 午前10時~正午 午後1時~4時 5時~7時. Rows for 21日 and 28日 with clinic names and phone numbers.

歯科

受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください。

Table with 2 columns: 受付時間, 午前10時~午後4時. Rows for 21日 and 28日 with clinic names and phone numbers.

傍聴

審議会など

■教育委員会
時 6月26日(金)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内 行政報告(ほか)
定 10人
▶教育企画課 042-420-2743

■社会教育委員の会議
時 6月26日(金)午後2時
場 田無第二庁舎3階
内 社会教育委員の活動(ほか)
定 2人
▶地域学習推進課 042-420-2831

■学校施設適正規模・適正配置等検討懇談会
時 6月22日(月)午前9時30分
場 イングビル
内 適正配置(ほか)
定 10人
▶教育企画課 042-420-2822

■地域福祉計画策定・普及推進委員会
時 6月26日(金)午後7時
場 田無庁舎5階
内 地域福祉計画の進捗(ほか)
定 5人
▶地域共生課 042-420-2745

■使用料等審議会
時 6月30日(火)午前10時
場 田無庁舎3階
内 使用料などの適正化
定 5人
▶企画政策課 042-460-9800

■緑化審議会
時 7月3日(金)午前10時
場 エコプラザ西東京
内 第2次みどりの基本計画(ほか)
定 5人
▶みどり公園課 042-438-4045

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

固定資産税の減額

▶資産税課 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)
※住宅面積120㎡まで
□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現在の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施
●工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
●1戸当たりの工事費用が50万円超
□必要書類 ●耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
●増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書
●耐震改修工事費用の領収書の写し
●長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)
□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事*1を実施
●工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)
●改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下(令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、50㎡以上280㎡以下)
●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)
●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真等)と工事費用の領収書の写し
③納税義務者の住民票
④居住者の要件により次のいずれかの書類
●65歳以上...住民票
●要介護・要支援...介護

保険被保険者証の写し
●障害者...障害者手帳の写し
⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

*1...廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)
※住宅面積120㎡まで
□減額要件 ●平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修*2)を実施
●工事後3カ月以内に資産税課へ申告(申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください)
●改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下(令和8年3月31日までに改修工事が完了した場合は、50㎡以上280㎡以下)
●1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること
●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□必要書類 ●住宅の熱損失防止改修などに伴う固定資産税の減額適用申告書
●増改築等工事証明書
●工事費用の領収書の写し
●納税義務者の住民票
●交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合)
●長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)
*2...窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

暮らしの中の消費



配送業者を装った不審な電話に注意!

配送業者から電話があり、自動音声で預かり荷物があるという。ガイダンスに従い番号を押すと担当者につながった。心当たりは無いと伝えしたが、犯罪に関わる荷物だと警官が出てきた。その後はビデオ通話で被疑者だと言われ、免許証などの提示を求められた。後で詐欺だと分かったが、渡した個人情報が心配。



配送業者以外にも電話会社や総務省などを装う電話をきっかけに偽警官につながり、「口座を調査し、資産を保護する」などと言われ、口座情報を聞き出された挙げ句、現金をだまし取られたという事例もあります。いったん渡した個人情報や振り込んだ現金を取り戻すことは極めて難しいのが現状です。警察がビデオ通話を求めることはありません。自動音声電話には対応せず、直接各事業者にご相談してください。

▶消費者センター 042-462-1100

『消防団って何するの?』

火災や地震のニュースを目にしたとき、「このまちで起きたら」と考えたことはありませんか。消防団は、平時の防災訓練や地域の見守り、いざというときの初動対応まで、暮らしの安心を支える存在です。女性団員の活躍や、仕事・家庭と両立するリアルな声から、「自分にできる関わり方」を見つけてみませんか。

▶危機管理課 ☎042-438-4010



消防団は、火災対応以外にこんな活動をしています



出初式



新年に行う恒例行事。地域の安全を祈願し、分列行進や放水演技で訓練成果を披露します。市民の防災意識を高め、消防団の役割を伝える場です。

お祭りの警備



地域の祭りやイベントで、安全確保や交通誘導、混雑対応を担います。事故を未然に防ぎ、安心して楽しめる場づくりを支えています。

消防車の操作訓練・点検



迅速な出動に備え、消防車の運転や機材の扱いを訓練。あわせて車両や資機材を点検し、常に万全の状態を維持しています。

防火水槽点検



防火水槽や消火栓を定期的に点検し、水量や設備の状態を確認。いざというときに確実に使えるよう、地域の消火体制を支えています。

ほかにも

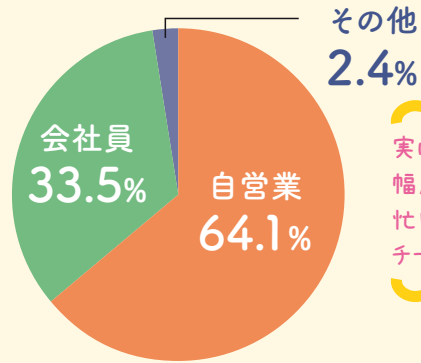
水防訓練・ポンプ車操法大会、歳末警戒など、交代で参加しながら、いざというときの備えを維持しています。

消防団の活動報告



消防団は、 こんな人が活動をしています

「特別な人が担うもの」とわれがちな消防団ですが、実際は多様な職業の人が参加しています。円グラフでその内訳を見ると、身近な存在であることがわかります。



実は農家や飲食店、会社員など幅広い職種の人がいるので、忙しいときは協力し合っチームで運営しています!

救命救急講習



女性団員も活躍中!



心肺蘇生やAEDの使い方、止血法などを学び、地域での“もしも”に備えています。また、上位資格を取得し、消防署が開催する市民向け講座の講師を担当するメンバーもいます。



はたらく消防写生会

市内小学校に出向き、子どもたちに消防車や隊員の絵を描いてもらいます。観察や質問を通じて、防災や防火意識を育み、消防を身近に感じてもらいます。

広報活動

イベントや啓発活動、動画制作、HPなどでの活動報告を通じて、防災の大切さや消防団の活動を伝えています。



防災や救命に関する知識は、地域のためでもあり、家族の安心にもなっています!



ご家族の声

夫が消防団員として、地域のために活動する姿を見せたくて、イベントに参加しています。5歳の息子が「大きくなったら消防車にのるお仕事がしたい」と言うようになりました。家族として地域のために頑張る姿を見て協力していきたいと考えています。消防団活動が多くの子どもたちに良い影響を与えてくれたらうれしいです。



大谷さん

消防団員の想い



本橋さん

私は社会人5年目の会社員です。令和7年6月に消防団へ入団いたしました。入団後は諸先輩方にご指導いただきながら訓練や点検に参加しています。今後も地元へ貢献できるよう、活動していきたいです。



小林さん

私は大学3年生でデザインを学んでいます。制服に憧れ令和7年4月に入団しました。水防訓練の広報写真制作を通じ、得意を地域に生かす喜びを実感しました。今後もデザインで防災情報を分かりやすく伝え、地域へ貢献します。



北多摩地区約50台のポンプ車が集結

北多摩地区消防大会

9/27(日) 午前8時40分～11時30分(予定)
東村山中央公園

北多摩地区17市の消防団員が一堂に集結し、消防ポンプ車によるパレードや一斉放水が行われるイベントです。北多摩地区消防団員の技術向上と各地域の連携強化を図るため、毎年実施しています。



消防団員募集

在住または在勤で18歳以上65歳以下の健康な方が対象です。消防団員を経験し消防庁へ就職した人もいますので、まずは基礎を経験したいという学生も入団可能です。非常勤特別職の地方公務員となり、年額報酬に加え、出勤に伴う報酬が支給されます。勤務年数によって退職金があります。

消防団は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という思いのもと、本業を持ちながら、訓練などに参加し、地域の防災活動に取り組んでいます。消防団活動に参加するために、特別な資格は必要ありません。必要なのは「地域の安全・安心のために貢献したい」という熱意です。あなたも地域を守る消防団活動に参加してみませんか?

☎ 西東京市消防団事務局 ☎042-438-4010(直通)



市公式
YouTube

75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療保険料では、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和8年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

●制度について…広域連合お問い合わせセンター
☎0570-086-519 (IP電話の方は☎03-3222-4496)
▶保険年金課☎042-460-9823

現行	改正後	軽減割合
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円以下	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円以下	7割*2
43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 30.5万円×(被保険者数)以下	43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 31万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 56万円×(被保険者数)以下	43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 57万円×(被保険者数)以下	2割

●令和8年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金に係る所得から15万円を控除します。
●世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
●軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
*1 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える、または給与収入が55万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。
*2 保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分」で構成されますが、令和8・9年度は医療分に限り軽減割合が7.2割となります。

国民健康保険料の変更点をお知らせします

料率の改定

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気がけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)、令和8年度から、子育て世帯への給付を拡充するための子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)の合計額で決定します。

令和8年度の国民健康保険料は、医療分、支援金等分、介護分の所得割率、均等割額を改定しました。また、新たに子ども分の所得割率、均等割額を決定しました。

料金の改定

	現行			改正後		
	所得割額	均等割額	限度額	所得割額	均等割額	限度額
医療分	賦課標準額×保険料率 5.41%	3万1,600円	66万円	賦課標準額×保険料率 5.63%	3万3,100円	67万円
支援金等分	賦課標準額×保険料率 1.68%	6,500円	26万円	賦課標準額×保険料率 1.81%	7,600円	26万円
介護分	賦課標準額×保険料率 1.64%	1万4,300円	17万円	賦課標準額×保険料率 1.72%	1万4,600円	17万円
子ども分	—	—	—	賦課標準額×保険料率 0.30%	1,900円*	3万円

*18歳に達する日以後最初の3月31日以前の方は均等割額が全額軽減されます。*子ども分の均等割額には、18歳以上均等割額100円を含みます。

軽減制度の拡大

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
前年中の軽減判定所得が43万円+[30万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[31万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が43万円+[56万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[57万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

※軽減の判定には国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得が含まれ、また国保から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めます。
※専従者給与(控除)額は必要経費に算入されません。また、それぞれの専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとします。
※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※譲渡所得の特別控除は適用しませんが、雑損失の繰越控除は適用します。

料率以外の改定

医療分の賦課限度額を改定しました。また、子ども分の賦課限度額を新たに決定しました。

軽減制度の拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和8年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

▶保険年金課☎042-460-9822

国民健康保険

有効期限の更新 使用開始時期

8/1(土)から

▶保険年金課☎042-460-9822

お手元の資格確認書は7月31日(金)が有効期限です。保険証として利用登録されたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」)の保有状況に応じた書類を令和8年7月中旬までに申請によらず、以下のとおり送付します。

☑ ●マイナ保険証をお持ちでない方…資格確認書(カード状/特定記録郵便)

●マイナ保険証をお持ちの方…資格情報のお知らせ(A4サイズの紙/普通郵便)

※どちらも在宅状況にかかわらず、ポストに投函
※マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方で、既

に資格情報のお知らせを交付している方は、有効期限の記載がないため送付対象外。紛失など再交付申請については、担当課までご連絡ください。
※世帯主宛(同世帯で資格確認書と資格情報のお知らせの該当者がそれぞれいる場合は2通)に送付
※マイナ保険証の保有状況につきましては、マイナポータル(モバイルアプリ)などでご確認ください。

☐ ●有効期限 8月1日(土)~令和9年7月31日(土)
※次に該当する方は有効期限が異なります。

●令和9年7月1日以前に70歳の誕生日を迎える方
●令和9年7月31日以前に75歳の誕生日を迎える方

●外国人住民の方

※詳細は、送付物に同封されている案内をご覧ください。

【マイナ保険証をお持ちの方の資格確認書の交付】
原則、資格確認書は交付されませんが、以下の要件に当てはまる方は申請によって資格確認書の交付を受けることができます。手続きにつきましては、担当課までお問い合わせください。

☑ 高齢者または障害者である被保険者本人に介助者などの第三者が同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方

70~74歳の方の一部負担金の負担割合について ▶保険年金課☎042-460-9821

☑ 昭和26年8月2日から昭和31年8月1日までに生まれた方の資格確認書または資格情報のお知らせには一部負担金の負担割合が記載されています。負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

☐ 一部負担金の負担割合の判定基準

同一世帯の70歳以上の国民健康保険加入者の収入などで判定します。

【2割負担の方】

次のいずれかに該当する方

- 全員の住民税課税所得金額(課税標準額)が145万円未満
 - 全員の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
 - 全員の収入の合計が次のいずれかに当てはまる
- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
②世帯に被保険者が2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

【3割負担の方】

次の全てに該当する方

- 住民税課税所得金額(課税標準額)が145万円以上が1人以上
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

無料市民相談

一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	平日 午前8時30分～午後5時

専門相談(申込制)

※1枠30分 ※相談は電話または対面
 専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、日常の問題や
 手続などについて専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

□申込開始 6月18日(木)午前8時30分(★印は、6月4日から受付中)

□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※同一案件の相談は1人1回までです。ただし、交通事故相談はおおむね3回までです。
 ※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談員	日時
法律相談	弁護士	7月3日(金)・9日(木)・10日(金) 午前9時～正午
		7月1日(水)・7日(火)・14日(火) 午後1時30分～4時30分
交通事故相談	弁護士	★6月23日(火) 午前9時30分～正午
		7月2日(木) 午後1時30分～4時
税務相談	税理士	7月8日(水) 午前9時～正午
不動産相談	宅地建物取引士	★6月26日(金) 午前9時～正午
		7月9日(木) 午後1時30分～4時30分
登記相談	司法書士	★6月18日(木) 午後1時30分～4時30分
		★7月1日(水) 午前9時～正午
表示登記相談	土地家屋調査士	★6月18日(木) 午後1時30分～4時30分
		★7月1日(水) 午前9時～正午
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	社会保険労務士	※7月15日号でお知らせします。
行政相談	行政相談委員	7月13日(月) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	行政書士	★6月24日(水)・7月10日(金) 午後1時30分～4時30分

ある次のいずれかに該当する方

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする保護者
- ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者

□対象児童

0～6歳に達する年度の末日(障害児・多胎児・ひとり親家庭の場合は、12歳に達する年度の末日まで)

□対象期間

7月1日～令和9年3月31日の利用分(6月30日以前の利用分は対象外)

□補助上限額

児童1人1時間当たり2,500円(午後10時～翌午前7時の利用は3,500円)

□上限時間

児童1人につき年度当たり144時間(障害児・多胎児・ひとり親家庭の場合は288時間)

□対象事業者

東京都の認定を受けたベビーシッター事業者

※詳細は市HPへ

▶幼児教育・保育課 ☎042-497-4926



コミュニティ

夏休み「児童館ランチタイム」オープン!
～小学生の昼食利用ができます～

夏休みの孤食防止と子どもたちの居

場所づくりのため、保護者が就労などの理由で昼食時間に不在となる家庭を対象に「児童館ランチタイム」をオープンします。 ※現行の保護者同伴によるランチタイムとは別事業です。

時 7月21日(火)～8月31日(月)正午～午後1時 ※(土)・(休)を除く 場 児童館・児童センター(10館で実施) 対 在住の小学生 定 各児童館で異なります

申 7月1日(水)から、各児童館または市HPにある「児童館ランチタイム利用申請書」を、利用したい施設へ保護者が直接提出 ※Web申込も可

※詳細は市HPへ

▶児童青少年課 ☎042-460-9843



柳泉園組合 夏休み子ども見学会

夏休み自由研究や思い出作りに、柳泉園組合のごみ処理施設を見学しませんか。

時 7月24日(金)・27日(月)午前10時～正午 対 3歳以上の子どもとその保護者 定 各日50人(申込順)

申 6月22日(月)から、電話またはメールで問へ

問 柳泉園組合総務課

☎042-470-1545

✉soumuka@ryusen.or.jp

▶資源循環推進課

☎042-438-4043



問のHP

のびのび 子育て マ イきいき シニア

福祉・健康

離乳食講習会ステップ(保育あり)

時 7月24日(金)午前10時30分～11時45分(受付:10時15分から) 場 田無総合福祉センター 内 離乳食の中期から後期のお話、歯科のお話 対 在住の6～8カ月の子どもの保護者 定 16組(第一子優先)

申 7月10日(金)までに、メールで件名「離乳食ステップ」・希望日・住所・保護者氏名・子どもの氏名・子どもの生年月日・第○子・電話番号を下記へ

▶子ども家庭課 ☎042-438-4037
✉fami-boshi@city.nishitokyo.lg.jp

病気の子どもをお預かりします【病児・病後児保育室(事前登録制)】

病気の最中や回復期の子どもを一時的にお預かりします(この事業は、市が医療機関に運営を委託しています)。

❖病児保育室「ありあ」

☎042-439-5212

場 南町5-11-8 定 8人

❖病児保育室「えくぼ」

☎042-438-7001

場 下保谷4-2-21 定 8人

❖病後児保育室「ぱんだ」

☎042-465-0988

場 田無町4-27-3-2階 定 6人

□利用時間

- (月)～(金)…午前8時30分～午後6時
- (土)…午前8時30分～午後0時30分
- 対 保護者が在住・在勤で、6カ月～10歳に達する日の属する年度の末日までの子ども

¥ ●4時間以内…1,500円

●4時間超…3,000円

※生活保護受給世帯や住民税非課税世帯などは減免あり

申 施設登録希望の事前電話連絡のうえ、登録申込書・収入状況報告書(利用料金の減免申請する方のみ)・在勤証明書(市外在住の方のみ)を記入し、住所が確認できるもの(免許証・保険証など)を利用したい施設へ持参

□申込書類の配布

幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)、各病児・病後児保育室、市HPから

▶幼児教育・保育課 ☎042-497-4926

手当助成・補助

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)がはじまります

7月利用分からベビーシッター利用料の一部を助成します。

□対象者

ベビーシッターを利用した日に対象児童と同居し、西東京市に住民登録が

もの忘れ予防検診

市では、認知症に関する正しい知識の普及啓発および早期発見の取組を行っています。脳の健康状態を体の健康と同じようにチェックしてみませんか。

□期間 7月1日(水)～令和9年1月31日(日)

対 70歳以上の方(令和9年3月31日時点)で、令和8年4月1日現在、在住の方

※4月2日以降に転入され、受診を希望する方はご連絡ください。

わくわく 催し

「災害時協力農地」の写真募集

農地には農産物を作るだけでなく、環境を守る働きや防災に役立つ働きがあり、災害時に緊急避難場所となる「災害時協力農地」があります。市内の「災害時協力農地」の看板の写真を送っていただき、西東京市民まつりで展示するイベントを開催します。 ※ヒントとなる「災害時協力農地」の地図は8面

□ご案内の送付時期(70～74歳の方)

誕生日	送付時期
4～9月	6月下旬
10～3月	7月下旬

※75歳以上の方は一般健康診査に同封の「脳の健康チェックをしましょう もの忘れ予防検診」をご確認ください。 ※詳細は市HPへ

▶高齢者支援課 ☎042-420-2811



の「都市農地の多面的機能の紹介展示」で掲示します。 ※健康ポイントアプリ「あるこ」のポイントプレゼント

申 10月16日(金)までに、申込フォームから ▶産業振興課 ☎042-420-2820



申込フォーム

～生誕100年没後20年記念 企画展～
茨木のり子 東伏見・48年間の暮らしと創作

9月6日(日)まで
午前10時～午後5時 ※(月)・(火)休室
郷土資料室 ※当日、直接会場へ

現代詩の長女と呼ばれ、谷川俊太郎らとも交流が深い戦後を代表する詩人、茨木のり子は1955年に東伏見に居を構え、亡くなるまで詩作のほとんどをこの地で行いました。

生誕100年没後20年にあたり、茨木のり子が大切にしていた東伏見の家での日々の暮らしに焦点をあて、そこで紡がれた言葉の魅力に迫ります。

☆スペシャルイベント

- 詩を大きな紙に書く
時 6月24日(水)午前10時30分から
- 長編詩で学ぶ歴史
時 7月12日(日)午前10時30分から
対 小学校高学年以上
- トークショー：住まい
時 7月26日(日)午後2時から
- 詩を作る
時 8月8日(土)午前10時30分から
対 小学生以上
- トークショー：食事・恋歌
時 8月21日(金)午後2時から

□共催 茨木のり子の家を残したい会
▶地域学習推進課 ☎ 042-420-2832



市HP

都市農地の多面的機能の紹介展示

農地の多面的機能の展示をします。
時 ① 6月23日(火)～29日(月) ② 6月30日(火)～7月6日(月) ③ 7月7日(火)～13日(月) ④ 7月14日(火)～21日(火)
場 ①柳沢公民館 ②谷戸公民館 ③ひばりが丘公民館 ④芝久保公民館
※詳細は市HPへ
▶産業振興課 ☎ 042-420-2820

男女共同参画週間パネル展示

6月23日(火)～29日(月)
住吉会館ルピナス

毎年6月23日～29日の1週間は「男女共同参画週間」です。パリテでは、関連するパネルを展示します。この機会に家事、育児、仕事、地域、当たり前に見える固定的性別役割分担意識や男女のパートナーシップについて考えてみませんか。 ※詳細は市HPへ
▶男女平等推進センター ☎ 042-439-0075

ENJOYニュースポーツ

6月28日(日)
午前9時30分～11時30分
(受付:午前9時20分から)
旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター
※当日、直接会場へ

誰でもすぐにゲーム(ポッチャ・モルックなど)が楽しめます。子どもから高齢の方まで、初めての方も、障害のある方も、気軽に参加してください。

初級パラスポーツ指導員の資格を持ったスポーツ推進委員もいるので、障害のある方も安心して参加できます。
対 在住・在勤・在学で小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴) 時 室内用運動靴・運動ができる服装・タオル・飲み物など
▶スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818



市HP

防災ドキュメンタリー映画上映会「君とそなえる妖怪は」

6月28日(日)
午後1時30分～3時
けやき小学校

「妖怪」という存在を通じ、いつもとは違う角度から、備えることの大切さを考えてみませんか。

対 映画上映、監督による防災講座・対談 定 150人(申込順) 時 上履き
申 申込フォームから

□主催 にしにしnet.(西東京市西部地域協力ネットワーク)
▶協働コミュニティ課 ☎ 042-420-2821



申込フォーム

ハンサムママのちいさなマルシェ～大人を楽しむ上質雑貨とくつろぎ空間～

7月3日(金)
午前10時～午後4時
イングビル

ハンサムママプロジェクト10周年イベントの一環として、マルシェを開催します(今年度6回開催予定)。第1回は「大人を楽しむ上質雑貨とくつろぎ空間」をテーマに、心を込めて制作したベビーグッズ・バッグ・アクセサリの販売、アロマワークショップやハンドマッサージなど5店舗が出店します。

▶産業振興課 ☎ 042-420-2819



専用HP

しごとフェアin西東京

7月9日(木)
きらっと

面接対策セミナーと就職面接会を開催します。書類審査なしで企業と面接できます。

- 面接対策セミナー 時 午前10時～11時45分 定 40人(申込順)
- 就職面接会 時 午後1時20分～4時 ※予約不要

対 履歴書(面接を希望する企業数分)、筆記用具、室内履き・外履き入れ
申 セミナーは6月18日(木)からWeb予約
問 ハローワーク三鷹 職業相談第一部門 ☎ 0422-47-8617 ※午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

▶産業振興課 ☎ 042-420-2819



市HP

キレイに歩こう！正しい歩き方講座

7月10日(金)
午前10時～11時30分
田無総合福祉センター

対 健康運動指導士による歩く前のストレッチや筋トレ方法、正しい歩き方
対 市内に住民票のある18歳以上で、軽度の運動・階段の昇降に支障のない方 定 15人(申込順)

申 7月3日(金)までに、申込フォームまたは電話で下記へ

※参加者に健康ポイントアプリ「あるこ」のポイントを200ポイント進呈

▶健康課保 ☎ 042-439-3526 申込フォーム



図書館で自由研究！調べ学習個別相談会

7月11日(土)
中央図書館

夏休みの自由研究はなにをしよう？調べ学習、何からやればよいか分からない…。図書館員がマンツーマンで調べ方のアドバイスや資料探しをお手伝いします！図書館を使った調べる学習コンクールの作品作りのポイントも教えます。

対 小学5年生～中学3年生 定 20人 ※1人30分程度

申 6月27日(土)午前10時～7月10日(金)の開館時間中に下記へ電話または来館

※詳細は図書館HPへ
▶中央図書館 ☎ 042-465-0823



図書館HP



栄養・食生活相談

7月14日(火) 午後1時～4時
防災・保谷保健福祉総合センター2階

対 肥満や糖尿病などの生活習慣病予防の食事などについて管理栄養士による個別相談

対 市内に住民票がある方 定 4人(申込順) ※1人30分程度

申 7月9日(木)までに、電話で下記へ
▶健康課保 ☎ 042-439-3526

パリテ講座
プロに学ぶ！その実家、誰が片づける？～気になりながら後回しにしているあなたへ～

7月18日(土)
午後1時30分～3時
住吉会館ルピナス

つい先延ばしにしがちな実家の片づけ。無意識の役割分担を見直し、性別に関係なく実家の片づけを進めるコツを、片づけのプロがお話します。

対 36人(申込順)
申 7月13日(月)午後5時までに、市HP

またはメールで件名「片づけ講座」・住所・氏名・電話番号を下記へ

※詳細は市HPへ

▶男女平等推進センター ☎ 042-439-0075
✉ kyoudou@city.nishi-tokyo.lg.jp



市HP

ごみのゆくえを知ろう「夏休み処分場見学」

夏休み恒例の処分場見学会を開催します。皆さんの出したごみがどのように処理されているのか、確かめてみませんか。

時 ① 7月28日(火)午前9時～午後5時55分 ② 7月30日(木)午前8時15分～午後6時15分 ③ 8月4日(火)午前8時30分～午後6時10分

場 ①立川市クリーンセンター・ニツ塚処分場・谷戸沢処分場 ②柳泉園クリーンポート・ニツ塚処分場・谷戸沢処分場 ③クリーンプラザふじみ・ニツ塚処分場・谷戸沢処分場

□集合・解散場所 ①JR立川駅北口付近 ②西武線東村山駅東口付近 ③JR三鷹駅北口付近

※詳しい集合場所・集合時間は、当選者にお知らせ ※集合場所から各施設までは、大型バスで移動

対 多摩地域在住の小学4年生～中学生とその保護者 ※小学3年生以下の子の同伴は不可 定 各回36人(申込多数は抽選。抽選結果は別途通知)

料 1人1,000円(昼食代) ※当日、昼食会場でお支払いください。

※申込・申込締切の詳細は問のHPまたは下記へ

問 東京たま広域資源循環組合 ☎ 042-597-6152

▶資源循環推進課 ☎ 042-438-4043 問のHP



児童館キャンプ

● 8月17日(月)～18日(火)
● 18日(火)～19日(水)

※1泊2日
戸倉しろやまテラス

対 在住の小学4年生～高校生年代で、原則オリエンテーションに保護者同伴で参加できる方 定 各回男子18人・女子18人(昨年度参加していない方を優先し抽選) 料 1万8,500円(小学生)、1万9,000円(中高生年代)

申 6月15日(月)～30日(火)に市HPから

□オリエンテーション(親子説明会)
時 8月5日(水)午前10時～正午(予定)
※参加者募集のチラシを児童館・児童センターで配布(市内の小学4～6年生には学校を通じて配布)

※アレルギーの代替食の提供はありません。詳しいアレルギーの内容は6月15日から掲載予定の参加者申込サイトへ ※詳細は市HPへ

問 ●北原児童館 ☎ 042-461-2156 ●芝久保児童館 ☎ 042-465-1678

▶児童青少年課 ☎ 042-460-9843



市HP



西東京市の人口と世帯総人口 20万7,812人
住民登録:令和8年6月1日現在

人口/20万7,812人(↑27)(7,486人) 男/10万713人(↓12)(3,890人)
世帯/10万5,037(↑40)(4,760) 女/10万7,099人(↑39)(3,596人)
※()は先月比 ()は外国人住民

